

鴻巣市公共施設予約システム構築業務
評価基準書

令和6年4月

鴻巣市 教育部 スポーツ課

1 基本方針

現在稼働中の公共施設予約システムでは、体育施設や公民館等、公共施設の空き状況確認や利用予約を行っているが、予約後2週間以内に利用料金支払をするために、窓口まで行くことが、利用者負担に。そこで、本業務では、施設利用に関する申請や利用料金の支払等、施設利用に関する手続きをオンライン化することにより、これまで以上に公共施設の利便性を高めることを目的とする。

公共施設予約システムを導入し、システムの効用を最大限に発揮するためには、専門的な知識や豊富な構築実績を持つ事業者のノウハウや提案が不可欠であることから、事業者選考では、価格面だけでなく、事業者からの提案面を踏まえた評価を行う。

2 評価項目

(1) 提案面の評価

提案内容、プロジェクト責任者の資質等を、企画提案書及びプレゼンテーションにより評価する。

(2) 機能面の評価

システムの機能実現の可否等を、提出された「別紙1 機能要件書」に基づき評価する。

(3) 価格面の評価

提案見積書より、システム構築作業からシステム運用サポートまでのライフサイクル期間内に要する価格を評価する。

3 評価方法

(1) 評価方法

企画提案書、機能要件書及び提案見積書の記載内容の評価、また、プレゼンテーション及びデモンストレーションの実施に対する評価を点数化する。

(2) 配点

評価方法及び配点は、次のとおりとし、満点は100点とする。

評価項目【公開】		主な評価内容	評価者
提案点 40点	提案評価 (企画提案書・ プレゼンテーション)	<ul style="list-style-type: none">導入実績公共施設予約システム構築に関する考え方公共施設予約システムの操作性オンライン決済について追加提案	評価チーム メンバー

	構築・運用サポート (企画提案書・ プレゼンテーション)	<ul style="list-style-type: none"> システム構築・導入支援 運用サポート システムの拡張性 プロジェクト体制・管理方法 セキュリティ SLA データ移行 	
機能点 35点	別紙1 機能要件書 (書面)	<ul style="list-style-type: none"> 機能充足度 システムの機能実現の可否 	算定式
価格点 25点	別紙8 費用見積書 (書面)	<ul style="list-style-type: none"> 一時経費 稼働から5年間の運用経費 	算定式

(3) 算出方法

① 提案点 (提案評価 構築・運用サポート)

企画提案書・プレゼンテーションについては、鴻巣市公共施設予約システム構築業務評価チームメンバーが「企画提案評価票」に基づき評価する。

評価	判断基準	倍率
A	創意・工夫があり、特に効果的な内容である。(優れている)	1.0
B	平均的な内容である。(普通)	0.6
C	項目は記述されているが、内容が乏しい。 または、一部内容が欠けている。(劣っている)	0.2

【提案点の算出方法】

- ・ 評価項目ごとに、A～Cの判定を行う。
- ・ 項目ごとに配分された点数に、上記倍率を乗じて、各項目の点数を算出する。
- ・ 全ての項目の評価得点を合計した総点数を最終得点とする。
- ・ 出席した鴻巣市公共施設予約システム構築業務評価チームメンバーが算出した各評価項目の得点を平均し、合計した得点を提案点とする。
- ・ 評価項目ごとに小数点以下第1位までを有効とし、小数点以下第2位以下は切り捨てる。

② 機能点（別紙1 機能要件書）

機能点については、提出された「別紙1 機能要件書」に基づき評価する。

		基 準	回答	倍率
提案額内	パッケージ実装機能	・既存のパッケージ機能で実現可能	○	1.0
	上記に準ずる機能	・パッケージに準ずる取扱いが可能な機能として実現可能 ※具体的な方策を提案すること ・パッケージの一体として操作できる代替機能（アドオン、別ツール等）で実現可能	△	0.5
		・代替機能（EUC、別ツール等）で実現可能 ※具体的な方策を提案すること。 ※EUCで実現する場合、導入時にパラメータを設定しておくなど、職員に負荷がかからないようにすること。		
		・現在は機能を有していないが、運用開始時にはパッケージ機能で実現可能		
	・1つの要件で求められている機能について、部分的に実現可能			
提案額外	実現不可機能	・要件を実現できない。	×	0.0
	追加費用発生機能	・実現可能であるが、追加費用が発生する。		

【機能点（別紙1 機能要件書）の算出方法】

- ・ 機能要件書の1項目ごとに判定する。
- ・ 「△」の回答については、具体的な方策や実現可能な機能を明確に記載すること。
- ・ 「△」の回答（具体的な方策、実現可能な部分）については、評価チームの合議をもって判定する。
- ・ デモンストレーションにて機能要件書記載の機能を確認した結果、回答内容と実際の機能が一致しないと市が判断した場合、回答内容を訂正したうえで再計算を行う。訂正する旨と訂正内容については、事業者へ事前に伝える。
- ・ 評価ごとに、上記表の倍率と回答結果の数を乗じて、合計したものを機能点（機能要件書）の獲得点とし、下記の算出方法から算出する。

【算出方法】

算定式 配点（35点）×獲得得点（300点）／総点数（313点）＝33.5（機能点）

※機能要件項目数が313項目のため、総点数は313点。

※小数点以下第1位までを有効とし、小数点以下第2位以下は切り捨てる。

③ 価格点

- ・ 価格点については、「別紙8 費用見積書」の金額を下記の算出方法に基づき評価する。
- ・ 小数点以下第1位までを有効とし、小数点以下第2位以下は切り捨てる。

【算出方法】

算定式 価格点＝配点×（最低提案価格／提案価格）

（計算例）

提案価格について、A社 40,000 千円、B社 30,000 千円となり、B社の価格が最低提案価格となった場合

- ・ A社 配点（25点）×（30,000千円／40,000千円）＝価格点（18.7点）
- ・ B社 配点（25点）×（30,000千円／30,000千円）＝価格点（25.0点）

（4）最低評価基準

機能点（別紙1 機能要件書）が、配点の80パーセント未満の事業者は失格とする。

4 優先交渉権者の決定方法

（1）各評価の点数を合計し、最も点数が高い事業者を優先交渉権者の候補者とする。

なお、合計点数が同点の場合には、機能点の高い事業者を優先交渉権者の候補者とする。

（2）本結果について、鴻巣市公共施設予約システム構築業務におけるプロポーザル審査委員会に報告し、同委員会で審議のうえ、優先交渉権者を決定する。

（3）優先交渉権者と契約締結に向けた個別交渉を行う。

なお、優先交渉権者との個別交渉が合意に達しない場合には、次点の提案事業者と個別交渉を行う。